

雄略天皇二十三年是歲条

高麗を撃つ 『宋書』倭国伝によると、昇明二年（四七八）武は宋朝に遣使して、倭王は従来、百済經由で宋朝に朝貢して来たが、高句麗が無道にも百済を併合しようとして、辺境を侵し、人々を殺害するので、宋朝への朝貢が思うにまかせなくなった。そこで、亡父の済は高句麗の朝貢路妨害を怒り、大挙せんとしたが、にわかに死亡し、しかも兄までも失う不幸が重なって、喪に服さざるをえなかった。しかし、ここによくやく高句麗征伐の兵をあげることになったので、宋朝から官爵号を授与してもらい、その力を借りて、強敵の高句麗を撃破したいという趣旨の上表を提出している。本条は「書紀」紀年で四七九年にあたり、武の上表提出とほぼ年時は合致したものとなっている。

〔附記〕

本稿は、小学館『日本古典文学全集 日本書紀』の朝鮮史関係記事の注解用にまとめたものの中から「巻第十四 雄略天皇」の段を抜き出し、多少の手直しをしたものである。本書の歴史部門の注解を担当された直木孝次郎先生の依頼を受け、朝鮮史関係の注解を引き受けたのが、一九九三年の春。応神天皇の巻までの第一冊目が刊行されたのは一九九四年四月、推古天皇の巻までの第二冊目の刊行は一九九六年一〇月、持統天皇までの第三冊目は一九九八年六月で

あった。約五年間、その仕事に携わってきたことになる。この間、関係者には多大の迷惑をかけてしまった。本書の注解は簡潔を旨とし、見開き頭注に納めることになっていたのであるが、本稿のような原稿を書いたために収まり切らず、他の先生方の珠玉のような注解と競合し、強引に割り込む形になることも多かった。この場を借りて、直木先生はじめ編集者を含めた関係者に心よりのお詫びを申し上げたい。なお、今回、とくに雄略天皇の巻を選んだのは、民間の生涯学習講座の一環として、角田伊都子さんが主催する、天満橋の大阪府立労働センターでの『日本書紀』講読会に講師として参加し、一九八二年四月から毎月一回、講読を重ねて来た。しかし、主催者が病で倒れ、一九九八年一〇月をもって講読会は終焉を迎えた。じつはこの最後の講読が「雄略天皇即位前紀」だったのである。古代史ゼミナル史学舎の主催者である角田さんは、倒れてなお、『日本書紀』講読の再開を楽しみにされていたが、ついに一九九九年二月二十七日に帰らぬ人となってしまった。本稿は、その鎮魂歌をかねてまとめたものである。なお、小学館『日本書紀』の朝鮮関係記事注解と違う点があれば、本稿をもって是としていただきたい。

（一九九九年九月九日記）
（さかもと よしたね 文学部教授）

「天王」参照。

昆支王 古訓コムキワウ 『三国史記』百濟本紀の文周王三年(四七七)四月条には「王弟昆支ヲ内臣佐平トナシ、長子三斤ヲ太子トナス」とあり、これによれば昆支は蓋鹵王の子で、文周王の弟ということになる。「雄略紀」五年四月条では昆支を蓋鹵王の弟と伝えているので、『三国史記』と『日本書紀』の所伝では相違がある。ただ、両者ともに昆支を「王弟」と伝えている点は注目される。なお、『宋書』百濟国伝によると、大明二年(四五八)餘慶(蓋鹵王)は十一人の重臣に自らが仮授した官職号の除授を宋朝に要請したが、そのトップが餘昆で、「征虜將軍・左賢王」の官爵号を求めている。このとき汶州王(文周王)に比定されることもある「餘都」もはいっているが、その官号は「輔国將軍」と低く、両者には格段の差がある。これらを総合すると、昆支を文周王の王弟とする『三国史記』の説よりも、蓋鹵王の王弟とする『日本書紀』の説の方が、より妥当性がある。百濟王統譜が曖昧になってしまったのは、王都漢城の陥落と蓋鹵王の敗死によって、王都が南遷せざるをえなくなった百濟国家の混乱と関係があるろう。

末多王 古訓マツタワウ 『三国史記』によれば百濟第二十四代の東城王(在位四七九〜五〇一)にあたり、「諱ハ牟大。或ハ摩牟ニ作ル。文周王ノ弟昆支ノ子ナリ」とある。なお、『三国史記』には昆支や牟大(末多)の倭国来朝についての記載はなく、まして本条のような天皇による末多の百濟王封冊、さらには倭兵に守られての百濟帰国の所伝はない。これらは「書紀」の独自史料であり、『三国

史記』の欠落を補うものと言えよう。『冊府元龜』封冊一や『南齊書』百濟伝によると、牟大は永明八年(四九〇)と建武二年(四九五)に南齊に遣使し、南齊は四九〇年には百濟に使者を派遣して彼を「百濟王」に封冊し、その策書の中に牟大は祖父の牟都の後を継ぐものと記している。他方、『梁書』百濟伝では「慶死シ、子牟都立ツ。都死シ、子牟太ヲ立ツ」とあり、牟大は牟都の子と伝えられており、その系譜は混乱している。

東城王 古訓トウセイワウ 蓋鹵王の後の文周王と三斤王の在位は短かったが、東城王の在位は二十三年と比較的長く、王都南遷後の混乱の落ち着きを示している。もっとも、王は新羅との友好を深め、高句麗と敵対し、宮城の整備につとめたが、重臣の衛士佐平首加によって暗殺された(『三国史記』。「武烈紀」四年条所引の「百濟新撰」には王が無道で百姓に暴虐を働いたので除かれたとある。なお、『東城王』は牟大王の諡号である。『三国史記』百濟本紀東城王二十三年条に王の薨去を記し、「諡(おくりな)シテ東城王ト云フ」とある。これまでの百濟王の名は、腆支王、久爾辛王、毗有王、蓋鹵王、文周王、三斤王など、いずれもその諱(実名)を王名としたものであり、諡号を王名とするのはこの王に始まる。しかし、『東城』の名は、聖王(聖明王)十六年(五三八)に西方の泗泚(シヒ)城(所夫里)に遷都した後に、新王城から東の旧城(熊津城)を指した呼称と思われるので、この諡号は遷都後に聖王によって贈られたものと考えられる。

は、本文で「久麻那利」を賜与された百済王は汝州王であったとしているのに対して、末多王をあげているからであるが、『日本書紀』編者は、この末多王とする記載を否定している。

末多王 百済の東城王。雄略天皇二十三年四月条の「末多王」参照。

任那国 史料的には高句麗の広開土王碑（四一四年建立）に「任那加羅」とある「任那」が最古の例である。朝鮮半島南部の東西の大国であった新羅と百済に挟まれた地域で、朝鮮では、この地域の諸小国を一般的には「加耶」（加羅）と称し、日本では「任那」と称した。広開土王碑には辛卯年（三九一）に倭が海を渡って百済や新羅を破り、これを臣民としたという記事はあるが、加羅侵略について触れるところはない。このことは任那地域の特殊性を示唆するものといえよう。「神功紀」四十九年三月条には、新羅を撃破し、南加羅など七国を平定したという記事や、また、「心神紀」七年九月条には「高麗人・百済人・任那人・新羅人、並ニ来朝ス」という記事がある。百済王の即位や薨去を手掛りにして『日本書紀』の紀年を千支二運、つまり、一二〇年繰り下げると、前者は三六九年、後者は三九七年となるが、これを正確な史実の伝えとみることに疑問もあるが、大筋の流れを伝えたものと見ることは出来よう。なお、『宋書』倭国伝には、倭王珍が宋朝に入貢し、「使持節、都督倭・百済・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭国王」と自称し、その除正を願ったとある（四三八年）。（『崇神紀』六十五年秋七月条「任那国」注記転載）↓雄略天皇八年春二月条「任那王」参照。

下哆呼利県之別邑 本条は、『日本書紀』編者が「久麻那利」の所在地として注記したもので、その地が「任那国」に属すると明記している点が注目される。なお、『新日本紀』秘訓「アルシタコリノコホリノワカレノムラ」。アルは「下」の古代朝鮮語（『訓蒙字会』p.3）。シは連辞「の」、タコリはタリコリ（哆呼利）の誤りか。哆唎は「欽明紀」二十三年秋七月条に見えるが、哆唎地域を細分し、上哆唎国（『欽明紀』元年九月乙亥朔己卯条）・下哆唎国（『継体紀』二十三年春三月条・「欽明紀」元年九月乙亥朔己卯条）と記した表記も見える。コリはコウル（コホリ）（『訓蒙字会』州・郡・県・邑いづれもコリ）で、別邑は飛地の類を指したものであろうか。なお、哆唎の所在には二説があり、全羅北道東北部から忠清南道東南部にかけての地域と全羅南道西南部の地域とする。ここは「久麻那利」＝公州の地理的位置からみて前者で、しかも北部地方の連山などの地であらうか。

雄略天皇二十三年夏四月条

文斤王 古訓モムコムワウ 『三国史記』百済第二十三代の三斤王（在位四七七〜四七九年）の異表記。三斤王は壬乞ともいい、文周王の長子。三・壬ともみで、文munに通じ、斤kun・乞kulは音通。十三歳で即位し、その三年冬十一月に薨じたという。この間に文周王を殺害した佐平解仇は叛したが、真老によって誅殺され、実権は解氏から真氏に移った。

天皇 前田本・凶書寮本は「天王」に作る。雄略天皇五年秋七月条

は「慰礼城」の名で見える。オルは聖地を表す意の語とする説もあるが、『周書』百濟伝には「王姓ハ扶餘氏。於羅瑕ト号ス。民呼ンデ韃吉支ト為フ。夏言、並ビニ王タリ」とあり、『釈日本紀』「欽明紀」秘訓に高句麗の王を「ヨリコケ」と訓むものがあるので、オル・ヨル・ヨリなどは大とか尊貴を意味する語か。つまり、オル国は大國で、結局は「百濟」の訓みの「クダラ」と同じ意味となる。なお、『筑前国風土記』逸文には、日矛（ひばこ）が降臨した地を高麗國の「意呂山」と伝えていたが、この「意呂山」と「意流村」は同じ地域を指したもので、「意呂山」は百濟王都の漢城の地を指しているかと思われる。これを「高麗國意呂山」と伝えたのは、この地がのちに高句麗の支配下に入ったという古伝承を受けていたからであろうか。↓さきの「百濟」参照。

大后 盖鹵王の王妃。『釈日本紀』秘訓コムヤルク・コニヤルク・コヤルクのコム・コニ・コは「大」の意、ヤルクは「王妃」を指す百濟語。『周書』百濟伝には「妻ハ於陸（オリク）ト号ス。夏言（中國語）妃ナリ」とある。なお、『釈日本紀』「欽明紀」秘訓には「夫人」を「ヨリクク」と訓む。オリ・ヨリは「大」、ク・ククは「妻」の意か。「夫人」は王妃を指した尊称であるから、コムヤルクは「大夫人」「王后」などの意となろう。

王子 『釈日本紀』秘訓セシム。セシは「世子」、つまり、王の世継ぎ。ムは主^{mu}、百などと関係する敬称語尾であろう。

雄略天皇二十一年春三月条

久麻那利 古訓コムナリは古代朝鮮語。コムは熊（訓蒙字本^{ムム} ^{ムム}）、ナリは津（同書^{na}）・川（同書^{re}）の意。なお、「継体紀」二十三年四月条「熊川」は古訓クマナレとある。本条の「久麻那利」は現忠清南道公州を指す。

汶州王 古訓モンスワウ 『三国史記』百濟本紀の百濟第二十二代の文周王（在位四七五〜四七七年）にあたり、「或ハ汶洲ニ作ル。盖鹵王ノ子ナリ」とある。『三国史記』の所伝は汶洲王を「盖鹵王母弟」とする『日本書紀』の後文の分註と異なる。なお、『三国史記』によれば、高句麗が漢城を攻撃したさい、盖鹵王は文周を新羅に派遣して救援を求めさせ、新羅はこの要請を容れたが、救援軍は間に合わなかったという。その年の「冬十月、都ヲ熊津ニ移ス」と記す。なお、『三国史記』によると文周王は四年（三年の誤り）秋八月、兵官佐平解仇によって暗殺されたという。大明二年（四五八）に輔国將軍を授与された餘都（『宋書』百濟国伝）や、建元二年（四八〇）に南齊王朝から「使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王」の官爵号を授与された百濟王牟都（『冊府元龜』封冊一）を文周にあてる説があるが、とくに後者の場合には年紀に問題が残る。

盖鹵王母弟 この条には二つの解釈がある。汶洲王を盖鹵王の母の弟と見るか、同母の弟と見るかである。しかし、いずれにしても『三国史記』の所伝とは異なる。

日本旧記 ほかに見あたらず未詳。なお、本書がここに引用されたの

い、南遷を余儀なくされた。『三国史記』高句麗本紀は「王（長寿王）、兵三万ヲ帥キテ百済ヲ侵シ、王ノ都スル漢城ヲ陥ス。其ノ王ノ扶餘慶ヲ殺シ、男女八千ヲ虜シテ帰ル」と記している。↓「尉礼国」参照。

倉下 古訓ヘスオト・ヘスフシ・ヘスヘシなどは百済語か。未詳。なお、ここは百済の敗残兵が逃げ場を求めて、高床倉庫の下に身を潜めたということであろうか。

百済記 『日本書紀』が朝鮮三国との関係などを記述する際、基本史料として引用したいわゆる百済三書の一つ。書紀には「百済記」(「神功紀」・「応神紀」・「雄略紀」などに所引)、「百済新撰」(「雄略紀」・「武烈紀」)、「百済本記」(「継体紀」・「欽明紀」)の順に出て来るが、これら三書の間には不明。ただ、「百済記」と「百済新撰」では、日本を「大倭」、往(ゆ)くを「向」、また、ともに「以脩先王之好也」(以テ先王ノ好ミヲ脩ム)と記し、年時の記載には干支を用いるなど、用字や表記法に共通性があり、両者の緊密な関係がうかがわれる。なお、「百済記」の特徴的な表現としては日本を指して「貴国」、朝廷を「天朝」、天皇への奏上を「啓」などと記して、日本を尊ぶ姿勢がうかがわれる。ただし、「啓」は奏に比して格落ちの表記なので、その服属のあり方には限界があったことを示唆している。令制によれば、「奏」は天皇に対して用い、「啓」は皇后や皇太子に対して用いる用語であり、両者の間には格差があったと見るべきであろう。ちなみに言えば、日本を「日本」と記すのは百済三書のうち、もっともあとになって登場する「百済

本記」においてである。「百済記」に表れる百済王には阿花王(在位三九二〜四〇五)、直支王(在位四〇五〜四二七)、蓋鹵王(在位四五五〜四七五)などがおり、なかでも「阿花王」は『三国史記』の「阿華王」の名を「阿華王」と訂正し、しかも直支の人質としての背景を補うことが出来るなど、「百済記」の史料的な価値は高い。なお、『日本書紀』に見える百済王の即位・薨去記事や百済との対外関係記事は、こうした百済系の史書をもとに記載されたもので、とくに「雄略紀」までのものは「百済記」によるところが多かったと思われる。なお、「百済記」が『日本書紀』編纂当初からの原注であったことは、本文が「百済記」の内容の見出しのような形式になっていることから明らかである。↓「神功紀」六十二年条、「応神紀」八年春三月条など(なお、本注は「神功紀」四十七年四月条の「百済記」につけたもの)。ほかに「応神紀」二十五年条にも見える。なお、本条は「書紀」における「百済記」の終見記事である。

蓋鹵王乙卯年冬 『三国史記』の紀年にしたがえば、蓋鹵王二十一年乙卯(四七五)。なお、『三国史記』は高句麗による百済の滅亡を「秋九月」のこととする。「百済記」の「冬」が正しければ、九月の末に攻撃し、王城の陥落は十月などに入ることとなる。

大城 百済の王城の漢城(漢山城)を指す。古訓コニサシは古代朝鮮語。コニは大、サシは城。なお、コニは、雄略天皇五年四月条の「軍君(昆支君)」参照

尉礼国 広くは百済国。狭義では王都漢城。なお、尉礼は「神功紀」四十九年春三月条の「意流村」の「意流」と音通。『三国史記』に

雄略天皇十四年春正月丙寅朔戊寅条

吳国使 『宋書』には対応記事がない。宋王朝が高句麗や百済に使者を派遣していたことは『宋書』高句驪国伝や百済国伝に見えるが、日本に使者を派遣したという所伝はまったくない。中国王朝が日本に使者を派遣したことが確実に知られるのは、五世紀以前では、『魏志』倭人伝に見える、帯方郡太守が派遣した建忠校尉梯儁等や塞曹掾史張政等であり、以後では『隋書』倭国伝や『日本書紀』に見える文林郎裴清（裴世清）くらいのものである。それだけ日本と中国の距離は遠く、中国王朝の日本に対する関心は朝鮮諸国に比較すると薄かったということになる。

雄略天皇十五年条

百八十種勝 「勝」は古訓カツ・カチなどがあり、ウツマサとの関係でマサと訓む説もある。「勝」は「すぐ」「勝る」のあて字として用いられるが、近年はスグリ説が有力である。秦氏系のスグリに「勝」字、漢氏系に「村主」字をあてるとの説もある。なお、マサは朝鮮語の *mas-hul* (担任する) とか *majal* (村) ・ *ma-sul* (地界村号) などの村やあるいは新羅官位の舍知 *maru* などの首長のたぐいとの関連が指摘されている。スグリは朝鮮語の村干 (スキカヌ) の転であるとか、村郷を意味する古代朝鮮語のスキル *su-kuil* に由来するなどの説がある。ちなみに『訓蒙字会』には「里」に *ma-sul*、「郷」に *su-kuil* の訓みを記す。

雄略天皇二十年冬条

二十年冬 「書紀」紀年にしたがえば四七六年。ここは『百済記』の「蓋鹵王乙卯年(四七五)冬」をかけ間違っただけであろう。

高麗王 長寿王。雄略天皇八年春二月条の「高麗王」参照。

百済 古訓「クタラ」。「クタラク」とも。初見は「神功紀」仲哀天皇九年冬十月己亥朔辛丑条。「扶余」とも(『継体紀』二十三年春三月条)。「扶余」の古訓も「クタラ」、「久多羅久」(クタラク)。「クタラ」の「ク」は「コキシ」(「コニキシ」)「コムキシ」の「コ」に通じて、「大」の意。「タラ」は、『梁書』百済伝に「邑ヲ檐魯ト謂フ。中国ノ郡県ヲ言フガ如シ。其ノ国、二十二檐魯アリ」とある「檐魯」で、郡県、転じて「国」の意。「クタラ」は「大邑」・「大国」の意が、国名となったものであろう。「クタラク」の末尾の「ク」は、「シラギ」の「キ」と同じ「城」を意味したもので、「クタラク」は「百済城」、転じて「百済国」の意であろうか。なお、百済は馬韓の「百済国」から発展したものとされるが、百済王家は高句麗王家と同じく扶餘出自との伝承をもつ。三七一年には高句麗の南の拠点の平壤城を攻め、高句麗王を殺し、都を漢山城(現在のソウル付近)に移した(『三国史記』百済本紀)。好太王碑文にも明確に記されているように、百済は倭国と結び、北の高句麗と厳しく対立した。「書紀」の百済関係記事はこうした史実を反映したものである。四七五年(蓋鹵王二一)に高句麗の長寿王が大軍を率いて押し寄せ、王都の漢山城は陥落し、蓋鹵王は殺害された。百済は王と王城を失

(喙^{トク}トク^{ジュ}) に対して、南方の梁(トク)の国の意。なお、「喙」は新羅の俗字で音は毒・トク。喙己吞の己(コ)は喙(トク)の語尾^ヲを送ったものである。吞(トン)は日本の「谷」(たに)に通じ、谷の訓コルが邑(コウル)を表し、喙国の意となる。なお、喙己吞を慶尚北道靈山に当てる説もある。なお、『訓蒙字会』に「前」alp、「南」alp、「谷」kolの訓みがある。

雄略天皇九年五月条

百済王 この時点の百済王は蓋鹵王(雄略天皇二年秋七月条「蓋鹵王」参照)。

百済王宮 時の百済王都の漢城(京畿道広州)を指したもののか。

三韓 一般的には、古代朝鮮半島南部の馬韓・辰韓・弁韓の総称。辰韓は秦韓、弁韓は弁辰とも。「魏志」韓伝によれば、馬韓は西、辰韓は東にあり、「弁辰ハ辰韓ト雑居」していたと記すので、辰韓と弁韓は複雑に入り乱れていたであろう。三韓をのちの国名に対比すると、馬韓は百済、辰韓は新羅、弁韓は任那(あるいは加羅)となるが、統一新羅では高句麗を三韓に含め、さらに新羅末期には朝鮮三国と関係付け、馬韓を高句麗、弁韓を百済、辰韓を新羅とする解釈もあった。これは高句麗が百済の王都漢城を落として馬韓の地に入り、他方、百済は南遷して領域を弁韓の地に移したことをふまえたものであろう。『日本書紀』にも「三韓」は頻出するが、内容は一定せず、朝鮮三国であったり、これに任那を含めたり、さらには漠然と朝鮮をさしたりする。ここは広く朝鮮の意であろう。なお、

「三韓」の初見は「神功撰政前紀」冬十月己亥朔辛丑条。韓奴室・兄麻呂・弟麻呂・御倉・小倉・針六口「韓奴」の古訓はカラヤツコ。一般的には「奴」と「虜」は違い、「虜」は捕虜を意味し、必ずしも捕虜が「奴」となる訳ではない。しかし、この「韓奴」の由来は不明である。以下の六人の名に日本風のものがあるところに特色がある。

雄略天皇十年秋九月乙酉朔戊子条

呉献する二鷲 『宋書』倭国伝には、いわゆる倭の五王が中国南朝の宋と交渉して獲得した物品の名がまったく記されていないが、『日本書紀』に伝えられた最初のものが鷲鳥であったとはじつに奇妙な話である。ただ、外国から珍奇な動物を将来する話は「書紀」に散見するので、これもそうした一例であろうか。

雄略天皇十一年秋七月条

百済国より逃化せる者 百済が中国の文化人を受け入れていたことは『梁書』百済伝に「中大通六年(五三四)、大同七年(五四一)、累リニ遣使シテ方物ヲ献ジ、并ビニ涅槃盤等ノ經義、毛詩博士、并セテ工匠、画師等ヲ請フ。勅シテ並ビニ之ヲ給フ」と見えるが、こうした中国渡来の文化人の中には百済王の許可なしに日本に亡命したのもあったのであろう。

貴信 古訓クキシム 他に見えず。本条によれば百済經由で渡来した中国文化人。

か古寧伽耶、伴跛（ハヘ）なども含めると、広義の任那はかなり広域であった。任那諸国のうち「大」が冠称されたのは南加羅（大駕洛）と高靈（大加耶）の二国であるが、この「大」はともにある時期の任那諸国の代表的な地位にあったことを示しているであろう。本条の「任那王」は任那諸国の代表的な王を指したものであるが、いづれの王かは正確には不明と言わざるをえないが、南加羅がなお健在な時期であるので、南加羅の王であろうか。なお、「任那王」の初見は「垂仁紀」二年冬十月条。

日本府行軍元帥 古訓ヤマトノミコトモチノイクサノキミ 「日本府」の初見。「日本府」は国号が日本と定まっていたからの名称。古訓は「やまとのみこともち」。本来は「倭府」などであったものか。「書紀」によれば、任那と総称される加羅諸国の地におかれ、欽明朝には安羅にあり、安羅日本府と称された。当初は日本の將軍たちの軍府で、のち常設的な政治機関となり、加羅諸国の盟主的な地位を占めた。府には「卿」（大臣）とか「臣」と称された大和朝廷派遣の上層官人や「執事」の名で呼ばれる日本府執事と任那執事がおり、実質的な権限は執事が掌握していたのであろう。行軍元帥は「書紀」には他に所見がない。隋は吐谷渾・陳・高句麗などの外征に「行軍元帥」を任命しているので、この名称はそうした知識によって呼称されたものであろう。

雄略天皇九年三月条

天皇、親ら新羅を伐たむと欲す 『三国史記』にはこの年に対応する

倭兵の襲撃記事はない。ただ、慈悲麻立十五年（四六二）五月条に「倭人、活開城ヲ襲ヒ破リテ人一千ヲ虜ニシテ去ル」とか、同六年二月条には「倭人、敵良（ソウラ）城ヲ侵サントシ、克タズシテ去ル。王、伐智・徳智ニ命ジ、兵ヲ領シテ路ニ伏候セシメ、要撃シテ大ヒニ之ヲ敗ル。王、倭人ノ屢々疆場を侵スヲ以テ縁辺ニ二城ヲ築カシム」などあり、なかでも敵良城の攻防が注目される。なお、敵良は「草羅」「古訓サワラ」（「神功紀」五年春三月）とも記され、「沙比」「古訓サヒ」新羅（「神功紀」四十七年四月）、「鉏」「古訓サヒ」海（「神功紀」五年春三月）なども記され、同じ個所の異表記であろう。現慶尚南道梁山の地を指す。この地は新羅の任那進出の拠点にあたり、古代日本が新羅とまず接触する国境地帯であったため、サヒの地名は新羅方面の意をもつようになり、やがてサヒは新羅を指す枕詞的な語となったのであろう。

叵羅 古訓サワラ・サラ 叵羅は敵良と音通。現慶尚南道梁山。とくにこの地が問題となるのは、ここが洛東江下流域での新羅の軍事的拠点となっていたからであろう。

喙地 古訓トクノトコロ 卓淳（現慶尚北道大邱）や喙己吞（トクコドン）などを中心としたかなり広い地域を指す。喙己吞は喙国（「神功紀」四十九年春三月条）とも記す。現慶尚北道慶山の古名である。『三国史記』地理志一に「獐山郡ハ、祇味王ノ時、押梁（一ニ督ニ作ル）小国ヲ伐チ取りテ郡ヲ置ク」とあり、獐山も慶山の古名である。古代朝鮮の方言で梁は督（トク）という。押梁の押（アプ）は前（アプ）で北に対して南（ありひし）の意。北方の卓淳

この八年間、新羅は日本に対して朝貢していない。なお、『三国史記』新羅本紀によると、慈悲麻立干二年（四五九）、五年（四六二）、六年（四六三）とあいついで倭人の新羅襲撃を伝えており、ここに当時の日本と新羅の関係を示唆するものがある。

〔新羅〕高麗と好を脩む 高麗は高句麗の略称、異表記。後文に「高麗王、精兵百人ヲ遣シテ新羅ヲ守ラシム」とある。新羅が高句麗と友好関係を結んでいたことは、『三国史記』実聖尼師今十一年（四一一）条に高句麗に新羅王族が人質として派遣されたとあり、また、高句麗好太王碑文には永樂九年（三九九）に新羅が倭人の侵攻に対して高句麗王に救援を要請し、同十年には歩騎五万が派遣されたとある。なお、中原高句麗碑にも高麗大王と新羅王が兄弟関係にあったとの記述がある。

高麗王 雄略天皇八年（四六四）時の高句麗王は、『三国史記』によれば、高句麗第二十代の長寿王（在位四一三〜四九一年）である。高句麗はこの王の十五年（四二七）平壤に遷都し、やがて六十三年（四七五）百済の王都の漢城を落とし、蓋鹵王を殺害している。

新羅王 この時点の新羅王は、『三国史記』によれば、新羅第二十代の慈悲麻立干（在位四五八〜四七九）である。新羅はこの王の十一年（四六八）春に高句麗と靺鞨の侵略を受け、十七年秋七月には高句麗王巨連（長寿王）の百済侵略に際して、百済の要請を受けて百済救援軍を派遣したという。

鶏の雄を殺せ 雄鶏は頭上にトサカがあり、ここは鳥の羽を頭部に付ける習慣のあった高句麗男性を指し、新羅王がその殺害・排除を命

じたものである。高句麗の男性が鳥の羽を頭に挿していたことは、『旧唐書』高句麗伝や集安の舞踏塚壁画などによって明らかである。また、高句麗の軍隊を意味する「幢」は新羅語の鶏 *saesae* と音通であり、こうした事柄を背景にしてこの話が生まれたのであろう。

筑足流城・都久斯岐城 古訓ツクソクルノサシ・ツクシキノサシ「筑」と「都久」は音通で達句を表し、「足流」はスキルで村を意味し、「斯岐」はその略であろう。サシは『訓蒙字会』の「城 *jas*」に通じ、城を表す古代朝鮮語。ともに卓淳を指したものであろう。卓淳「古訓トクシユ」は、現慶尚北道大邱の古名である。『三国史記』卷三十四、地理志一、寿昌郡条に「大丘県、本（もと）達句火県」とあり、また「達伐城」（『三国史記』卷二、新羅本紀）ともある。達句は卓淳の卓の古訓「得・トク」や、さらには大邱（テグ）に通じ、火（フル）・伐（ホル）は邑落の意。卓淳の淳の古訓「シユ」は「ジュ」で城（ジョウ）を表したものであろうか。「欽明紀」五年三月条には「喙淳（トクジュ）」とも記されている。なお、「卓淳」を昌原に当てる説もある。

任那王 「欽明紀」二十三年条所引一本によると、加羅・安羅・斯二岐・多羅・卒麻・古嗟・子他・散半下・乞喰・稔礼「古訓カラ・アラ・シニキ・タラ・ソツマ・コサ・シタ（コタ）・サムハンケ・コツサム・シムレ（ニムレ）」の十国を総称して任那というところあり、このほか新羅に滅ぼされた卓淳・喙己吞「古訓トクコトム」・南加羅「古訓アリヒシノカラ」も任那地域であり、さらには哆唎（タリ）・娑陀（サタ）・牟婁（ムロ）なども任那国と称されている。このほ

高句麗を除いた南朝鮮諸国を指す。ここは後者の意であろう。

今来才伎 古訓イマキノテヒト 「今来」は日本への新来の渡来人を意味し、後文によれば陶器製造・鞍作・画家・錦織・通訳などの技術者を含み、「手末才伎」とも呼称された。なお、「今来」はのちに多数の新来の渡来人が同一地域に居住したことによって、彼等が居住した地域を指す地名ともなった。

大島 「継体紀」二十三年三月是月条にも見える。慶尚南道の南海島を指すか。

手末才伎 古訓タナスエノテヒト 一般には手先を使う技術者をさすが、広くは通訳も含む。↓「今来才伎」参照。

固安銭 古訓コアムセン 大和朝廷に仕えた渡来人の名、他には見えない。

新漢陶部高貴 古訓イマキノアヤノスエツクリカウクキ 「新漢」(イマキノアヤ)は「今来漢人」(イマキノアヤヒト)に同じ。以下の本文の諸技術者は当初は西漢(かわちのあや)氏の管轄下にあったものが、のち東漢(やまとのあや)氏のもとに移ったものである。うか。いずれも他には見えない。

漢手人部 古訓アヤノテヒト 『釈日本紀』秘訓によれば、「部ノ字ヲ読ムベカラズ」とあり、古くは「手人部」の「部」は読まなかった。本条の「漢」は今来漢人、「手人部」はさきの「才伎」などを指したものであろう。

穴人部 古訓シシヒト 本条の穴人部は、「雄略紀」二年冬十月辛未朔丙子条などに見える在来の「穴人部」とは違い、朝鮮半島から新

たに渡来した外国風の肉料理の調理人を指したものであろう。なお、「穴」は「肉」の誤字の異体字化したもの。

雄略天皇八年春二月条

身狭村主青・檜隈民使博徳 雄略天皇二年十月是月条参照。この二人の活躍舞台は呉国との外交交渉に限られている。なお、「雄略紀」の対呉外交と『宋書』の倭国遣使年次との間に対応関係は認められない。つまり、『日本書紀』は『宋書』の関係記事をまったく参照していないことになり、その意味が問われなくてはならない。

新羅国 「新羅」の古訓はシラキ。『万葉集』には「新羅奇」、「出雲国風土記」にも「志羅紀」とあり、「キ」は乙類。『日本書紀』には「斯羅」(「継体紀」七年十一月条)、「鷄林」(「崇神紀」六十五年条)などの記述もある。『三国史記』には「斯羅」「斯盧」「徐那伐」などがあり、このほか『三国遺事』には「徐羅伐」「徐伐」などの表記も見える。いずれも「シラ」に対する異表記であり、京城のソフルにも通じ、おそらく新羅の王城である「金城」を意味したものであろう。ソは金^{so}。フルは邑落^{pu}、転じて城を指し、新羅の「王城」を指していたものが国名となったのであろう。キは日本古語でも城を指すが、朝鮮古語も同様だったのであろう。新羅は、辰韓の中の「斯盧国」が母胎となり、当初は中国の帯方郡に所属した小国であったが、西晋末、中国勢力が衰退するにつれて勢力を拡大し、辰韓・弁辰(弁韓)諸国を併合して、北方の高句麗、西方の百済と競合するに至った。本条との関係で言えば、雄略天皇の即位以来、

から見て、太陽の沈む方向の国であり、いわゆる「日暮れ」の暮（くれ）の方角に当たるといふこともあって、「クレ」の語が生まれたのではあるまいか。『万葉集』に中国を「日入国」（ひのいるくに）（万四二四五）と表現しているが、これは『隋書』倭国伝の「日出づル処ノ天子、書ヲ日没スル処ノ天子ニ致ス」と関係があり、日本の中国観を物語っている。「書紀」における「呉」との交渉は、「応神紀」三十七年春二月戊午朔条を初見とする。なお、本条に「呉国」が「貢献」したと記されているように、『日本書紀』編者の国際意識は、朝鮮諸国と同様に、中国王朝をも日本に服属する蕃国と位置づけている。『宋書』によれば、この年（大明六年＝四六二）三月、興は、宋朝から「安東將軍・倭国王」に封冊されているが、「書紀」には対応記事がない。呉国との交渉は、ほかに「応神紀」四十一年春二月是月条、「仁徳紀」五十八年冬十月条、「雄略紀」八年春二月条・十年秋九月乙酉朔戊子条・十二年夏四月丙子朔己卯条・十四年春正月丙寅朔戊寅条・同年三月条・同年四月甲午朔条などに見え、その他、百済と呉国との交渉を示すものとして、「雄略紀」十一年秋七月条、「欽明紀」六年秋九月条、「推古紀」十七年夏四月丁酉朔庚子条・同一十年是歳条などがある。また、ちなみに唐との交渉を「呉」と記したものに、「孝徳紀」白雉五年秋七月是月条、「斉明紀」五年秋七月丙子朔戊寅条所引「伊吉連博徳書」などがある。

雄略天皇七年是歳条

任那国司 古訓ミマナノクニノミコトモチ 大和朝廷から任那地域に

派遣されたという地方官。その統括範囲は任那全域に及び、その地域の軍事的支配、新羅や百済との交渉などを委ねられ、のちのいわゆる任那日本府と類似の性格を持つ。「国司」は後の表現を遡及させたもので、本来は「宰」（みこともち）とでも称されていたか。なお、「敏達紀」六年夏五月条所引分註には「王人（ミツカヒ）、命ヲ奉ジテ三韓ニ使ト為ルニ、自称シテ宰ト為（い）フ。蓋シ古ノ典（のり）カ」とある。なお、「任那国」の初見は「崇神紀」六十五年秋七月条。ほかにも『日本書紀』には「任那国」という記載が頻出する。なお、「ミマナ」の原義は必ずしも明確ではないが、『訓蒙字会』によれば「主」はnimとあり、nemeは交替するので、「ミマ」は君長・君主の意、「国」はnaraで、「ナ」はその略音とすれば、「ミマナ」は「君長・君主の国」を指すことになる。また、「韓国」の「韓」は「干」に通じ、「干」は君長を意味するので、「韓国」もまた「君長の国」の意となり、両者は同じような意味を表した語であろうか。

西漢才伎歛因知利「西漢」（かわちのあや）は、「河内漢」などとも記し、「東漢」（倭漢）やまとのあや）に対する語で、河内地方居住の中国系渡来人。この一族の代表の姓（カバネ）は、はじめは直、のち連、やがては忌寸を与えられた。「才伎」「古訓テヒト」は「手末才伎」「古訓タナスエノテヒト」とも称された技術者を指す。歛因知利「古訓クワンインチリ」は人名であるが、他に所伝がなく不明。

韓国 古訓カラクニ 「書紀」における「韓国」の初見記事は仁徳天皇即位前紀。広義には高句麗を含めて、広く朝鮮を指し、狭義には

が餘昆である可能性は濃い。その場合、「昆」は「昆支」の略称。

雄略天皇五年六月条

各羅嶋 カクラノシマ 『釈日本紀』秘訓などに「カ禾ラ」とあるが、「禾」は「和」の略記で、これはカクラがカワラと誤写され、さらに転じて「カ禾ラ」となったもの。なお、これをカカラの当て字と見て、佐賀県松浦郡鎮西町の加唐島（カカラジマ）にあてる説もある。

嶋君 古訓はセマキシ。セマは島の古代朝鮮語。キシは王の意。武寧王は『三国史記』によると諱は斯摩（シマ）。「武烈紀」三年是歳条所引「百濟新撰」も武寧王の諱を斯摩王と記す。『訓蒙字会』には「島sjcm」とある。

武寧王 古訓ムネイワウ 『三国史記』百濟第二十五代の王（在位五〇一〜五二三年）。忠清南道公州郡公州邑宋山里に武寧王の王陵が発見され、いわゆる王と王妃の墓誌もあった。墓誌には「寧東大將軍、百濟ノ斯麻王、年六十二歳、癸卯年（五二三）五月丙戌朔七日壬辰崩ズ」などと記載され、『三国史記』などに伝えられた王の諱や薨年月の正しさが証明された。武寧王については「武烈紀」四年是歳条参照。

主嶋 古訓ニリンセマ 「主」の古訓ニリンは古代朝鮮語で国王の意。現代朝鮮語の敬称주님はこれを継承したものであろう。『訓蒙字会』には「主nim」とある。

雄略天皇五年秋七月条

辛丑年 『三国史記』によれば、盖鹵王七年（四六一）にあたる。なお、『宋書』によると、大明六年（四六二）三月に倭国王世子の興が「安東將軍・倭国王」に封冊されているので、辛丑年の倭王は興や武の父にあたる済ということになる。この年の盖鹵王の遣使は済に比定されている允恭天皇の時代、しかも最末期の崩御間近か、あるいはすでに崩御後の、かなり混乱しているさなかでの出来事だったことになる。

天王 前田家所蔵本は「天皇」と書いたものをわざわざ「天王」と改めているので、原本には「天王」とあった可能性が濃い。中国の魏晋南北朝時代に北朝系の諸皇帝の中には王から天王、ついで皇帝へと称号を格上げしていったものがあり、「百濟新撰」はそうした史実をふまえて倭王を尊んで表記したものであろうか。

先王 古訓サキノコキシ 前田家所蔵本・宮内庁書陵部所蔵本は「先王」を「兄王」に作るが、文脈上から見て「先王」で良からう。

雄略天皇六年夏四月条

呉国、遣使貢獻 呉国は中国の江南王朝を指す。日本が中国の江南王朝を「呉」「古訓クレ」と呼称したのは、たまたま日本が交渉した中国王朝がかつての呉（ゴ）の地を拠点とした王朝であったことによる。『漢書』地理志によると「呉」は「句呉」（クゴ）とも記されており、「クレ」はその転語であろうか。また、その際、中国が日本

う。この二人の共通点は雄略朝の史部、つまりともに文筆にたずさわった人で、しかもともに中国南朝の宋王朝、「書紀」のいう「呉国」に使者として、二度にわたって赴いたと伝えられている。このことは雄略天皇が目指していた政治体制を考える上できわめて示唆的なものがある。なお、この二人は呉国との外交交渉において知ることが出来るだけであるが、倭の五王の外交を記した『宋書』倭国伝でも倭王以外で個人の名が知られるのは王族の「倭隋」と讃の使者であった「曹達」のみである。しかも曹達はその姓(曹)から見て、この二人と同じ中国系渡来人である。ここに当時の外交のあり方がうかがわれよう。ただ「雄略紀」の遣使と『宋書』の遣使年次の間には対応関係は認められない。身狭村主は『新撰姓氏録』左京諸蕃下によれば「牟佐村主」とあり、「呉ノ孫権ノ男ノ高ヨリ出ツルナリ」と伝えており、いわゆる呉国からの渡来人であった。撰津国諸蕃の「牟佐呉公」(ムサノクレノキミ)も呉国王子の後と伝えるので同族にあたるか。「檜隈民使」は神龜三年(七二六)「山背国計帳」に「檜隈民使首」が見えるので、「姓氏録」山城国諸蕃の漢(中国)系で、高向村主と同祖とされる「民使首」はその後裔氏族にあたるのであろう。「身狭」(牟佐)は大和国高市郡の地名で、『延喜式』神名帳に牟佐坐神社があり、奈良県橿原市見瀬町はその遺称地にあたる。「檜隈」は『倭名抄』に大和国高市郡檜前郷とあり、奈良県高市郡明日香村の地名である。ともに中国系渡来人が多数居住していたという高市郡内に居を占めていたことになる。なお、「村主」は村長(ムラオサ)の意。↓雄略天皇十五年条「勝」項参

照。『新撰姓氏録』逸文(阿智王段)によれば、「牟佐村主」は、その他の村主とともに仁徳天皇の御世に渡来し、大和国檜隈郡に居住したという。なお、青も博徳も中国系朝鮮人の渡来した者。なお、身狭村主青らは、本条のほかにも、「雄略紀」八年春二月・十年秋九月乙酉朔戊子・十二年夏四月丙子朔己卯・十四年春正月丙寅朔戊寅の各条に見える。

雄略天皇五年夏四月条

加須利君(蓋鹵王) 古訓カスリキシ カスリは蓋鹵の字音表記で、カスは諱の慶司の読みと関係があろう。「蓋」は「蓋」の異体字。前注「蓋鹵王」参照。

池津媛(適稽女郎) 前注「適稽女郎」(雄略天皇二年秋七月条)参照。

軍君(昆支君) 「軍君」は『日本紀』秘訓には「コムキシ」「コニキシ」とある。「コニキシ」は、『周書』百濟伝の「王姓ハ夫餘氏。於羅瑕ト号シ、民呼ビテ韃吉支ト為(い)フ。夏言並ビニ王タリ」とある「韃吉支」(ケンキシ)にあたる。「コニ」は大、「キシ」は君長の意で、「コニキシ」は大王の意となろう。本条によれば軍君(昆支)は蓋鹵王の王弟にあたるので、この王弟に対する尊称が個人名に転じたものであろうか。なお、『宋書』百濟国伝によると、大明二年(四五八)百濟王餘慶の表文中に王族の重鎮として征虜將軍「餘昆」の名が見え、両者の関連が指摘されている。時の百濟王の名とその年時、また王姓の「餘」などから見て、軍君(昆支)

いるのは、従来、中国南朝一辺倒であった百済の外交姿勢を改め、延興二年（四七二）にはじめて北魏に遣使し、しかも対高句麗戦の救援を求めたことである。北魏は朝貢早々のいきなりの救援要請を認めず、百済は四七五年に高句麗軍の攻撃にあつて、王都は陥落し、蓋鹵王は殺害された。なお、己巳年の即位記事を除けば、王の活躍時期は中国・朝鮮・日本三国史料間でほぼ合致している。なお、蓋鹵王は、本条のほかに「雄略紀」五年夏四月条・五年秋七月条・二十年冬条・廿一年春三月条、「武烈紀」四年是歳条にも見える。

阿礼奴跪 古訓アレトク 未詳。「奴跪」を共有する人名には「神功紀」四十九年条の「沙沙奴跪」、「欽明紀」五年条所引「百済本記」の「津守連己麻奴跪」などがある。「跪」はいわゆる百済三書に特有の人名表記であろう。「奴」は「ド・ノ」甲類や「ヌ」の当て字であり、「跪」は「ク」。なお、「神功紀」四十七年夏四月条分註に「千熊長彦ハ、分明ニ其ノ姓ヲ知ラザル人ナリ。一ニ云ク、武蔵国ノ人ナリト。今ハ是レ額田部槻本首等ノ始祖ナリ。百済記ニ職麻那々加比跪〔古訓シマナナカヒク〕ト云ヘルハ、蓋シ是レカ」とあり、「比跪」は「彦」に当たるので、「跪」は「子」に当てたものであるうか。

女郎 「女郎」は「郎女」（いらつめ）に同じく、身分のある女性を表す敬称。古訓「エハシト」は「エ」（愛すべきものを意味する接頭語）＋「ハシ」（ハシヅマなどから見て、いとしい意）＋「ト」（隼人「はやひと」はやと）の例から見て、ヒトの略か）で、「私の可愛い人」とでもいう意になろうか。

慕尼夫人 古訓「ムニハシカシ」は「ムニ」（名）＋「ハシ」（愛しい）＋「カシ」。カシはキシに通じ、長上の人を指す古代朝鮮語か。朝鮮の「王」の古訓「コキシ」の「コ」は「コニ」「コム」の略で大を意味し、「キシ」は君長などの意。「君」を「キシ」と読む例もある（『積日本紀』卷十七 秘訓二）。本条の「カシ」はこの「キシ」に通じ、とくにある種の女性を尊んで呼称したものか。「夫人」は本来は侯王の正妻であり、のち、女性の尊称として用いられるようになったもの。なお、「夫人」には「ハシカシ」のほかに「ヨリクク」という古訓もある。↓雄略天皇二十年冬条「大后」参照。

適稽女郎 古訓チャクケイエハシト 「適」を冠する百済人には「適莫爾解」（『頭宗紀』三年是歳条）があり、「嫡徳孫」（『安閑紀』元年五月条）や「灼莫古」（『継体紀』十年九月戊寅条）の「嫡」・「灼」もこれと音通か。「適」を百済の大姓八族の中の燕氏とみる説もある。『訓蒙字会』に「鷲（燕） tʃjə:ɸi (訓)、tə:n (音)」「雀 se (訓)、tʃjak (音)」とあり、燕は雀の代わりに用いられたものとする見解がある。「適稽」の「稽」は「適」の語尾ハ音を送ったもので、これを複姓表記とすれば、この女性は「燕」氏とゆかりの女性となる。↓「雄略紀」五年夏四月条。

雄略天皇二十一年十月是月条

史部身狭村主青・檜隈民使博徳 古訓フムヒトベムサノスグリアヲ・ヒノクマノタミツカヒハカトコ 本条によれば、身狭村主青と檜隈民使博徳は、雄略天皇の寵愛を受けた、ただ二人の人であったとい

百済新撰 クダラシンセン いわゆる百済三書の一つ。「百済新撰」では日本を「大倭」・「倭」、往クを「向」と記し、また「貢進」・「侍」などの用語を用いて日本を尊ぶ姿勢がうかがわれる。「百済新撰」に表れる百済王は蓋鹵王「古訓カフロワウ」(在位四五五〜四七五)・末多王「古訓マツタワウ」(東城王)(在位四七九〜五〇一)・武寧王「古訓ムネイワウ」(在位五〇一〜五二三)などである。本書も「百済記」同様に「書紀」編纂当初の原注と見て良い。なお「百済新撰」は「雄略紀」五年秋七月条、「武烈紀」四年是歳条にも所引されている。↓「百済記」については、雄略天皇二十年冬条の注参照。

己巳年、蓋鹵王立 前後の百済王から見て、己巳年は四二九年。『三国史記』の紀年によると、毗有王(ひゆうおう)三年にあたる。蓋鹵王は毗有王(百済第二十代の王、在位四二七〜四五五)の誤り。この箇所は百済の直支王による妹新斎都媛派遣の異伝であろうか(「応神紀」三十九年春二月条)。直支王(腆支王)の時に求められた百済女性の貢進が毗有王によって実行されたなどの伝承を誤引したのか。なお、『三国史記』毗有王二年(四二八)条には「倭国使至ル。従者五十人」とある。

応神天皇二十九年春二月条

百済直支王遣其妹新斎都媛 直支王は「応神紀」二十五年条に「百済ノ直支王薨ズ」とあり、干支二運を繰り下げると、応神天皇二十五年甲寅は四一四年にあたり、本条の三十九年戊

辰は四二八年となる。『三国史記』百済本紀のこの年の年紀は毗有王二年戊辰(四二八)で、そこにはこの年「倭国ノ使至ル。従者五十人」という記事がある。『三国史記』は毗有王(久爾辛王の長子、あるいは腆支王の庶子とも)の即位を丁卯年(四二七)のこととするが、中国史書によれば、百済王余映(映は腆の誤り)は己巳年(四二九)から庚午年(四三〇)の間に死去したことになり、毗有王の即位はその後とということになる。本条はこの中国史書の餘映(腆)の在位年と矛盾しない。なお、「雄略紀」二年七月条には「百済の池津媛(いけつひめ)」が天皇に召される話があり、本条の新斎都媛の話との類似性が注目される。

蓋鹵王 古訓カフロワウ 『三国史記』百済第二十一代の王。在位四五五〜四七五年。毗有王の長子。諱は慶司。中国史料には「餘慶」の名で見える。「餘」は「扶餘」の略で、百済王の出自を表す王姓であり、慶は名。『訓蒙字会』(崔世珍編、一五二七年)には「蓋kes(訓)、ke(音)」とあり、これによれば王の諱の「慶司」の「司」は「蓋」kesの音を表記したものであろう。『宋書』(四八八年撰)によると、大明元年(四五七)に宋朝に遣使して、自ら除授(任官)を求め、許されて鎮東大將軍に任命されたと言う。おそらく、その官爵号は「使持節・都督百済諸軍事・鎮東大將軍・百済王」であったと思われる。王は、この後、大明七年、泰始三年(四六七)、同七年に宋朝と交渉をもって。慶がこれまでの百済王と違って

日本書紀朝鮮・中国関係記事注釈

卷第十四 雄略天皇

坂元義種

本稿は、『日本書紀』卷十四、雄略天皇の段の朝鮮・中国関係記事について、年時順、項目順に、若干の注釈を試みたものである。時に必要と思われる場合は、他の巻の関係記事も取り上げた。また、項目によっては雄略天皇の巻が初見でない場合もあるが、他巻参照とせず、本巻で取り上げることとした。本来なら原文を掲載した方が理解も深まると思うが、紙数の関係で割愛した。なお、本稿成立の由来については、末尾の附記を参照されたい。

雄略天皇即位前紀「安康天皇」三年八月条

韓媛 古訓カラヒメ 葛城田大使主（カツラギノツブラノオホオミ）の娘、清寧天皇の母。名の由来は異国情緒を称えた美人などの意か。あるいは「韓媛」の「韓」は母親の出自を意味したのか。「媛」は高貴な身分の女性に用いられた敬称で、「書紀」では「姫」に次ぐものとして用いられている。韓媛関連記事は『日本書紀』雄略天皇元年三月是月条の本文参照。なお、以下、「雄略紀」元年三月是月条などと略記する。

雄略天皇二年秋七月条

池津媛 イケツヒメ 百済から采女として献上された女性（『雄略紀』五年夏四月条）。伝承的には百済の直支王「古訓トシワウ」の妹、新齊都媛「古訓シセツヒメ」がこの女性にあたるか（『応神紀』三十九年春二月条）。後注「己巳年、蓋鹵王立」参照。

石河楯 イシカハノタテ 河内国石川郡を拠点とし、蘇我石川（石河とも）氏に属した石河首の一族か。『仁徳紀』四十一年春三月条には、百済王族の酒君「古訓サケノキミ、キミはキシとも」が石川錦織首許呂斯（イシカハノニシゴリノオビトコロシ）の家に逃亡した話が伝えられている。本条では百済の池津媛が石川楯と関係を持った話となっている。旧本によると、「石河股合首祖楯」とある。同じ石川氏で、姓（カバネ）が首であり、しかも百済と関係があるなど、両者には共通点が多い。なお、「和州五郡神社名帳大略注解」には「石川俣合」（マタアヒ）の祖楯とある。「股合」（モモアヒ）は池津媛と楯の関係伝承を踏まえた命名であろうか。